

檜山の民有林

令和4年度(2022年度)

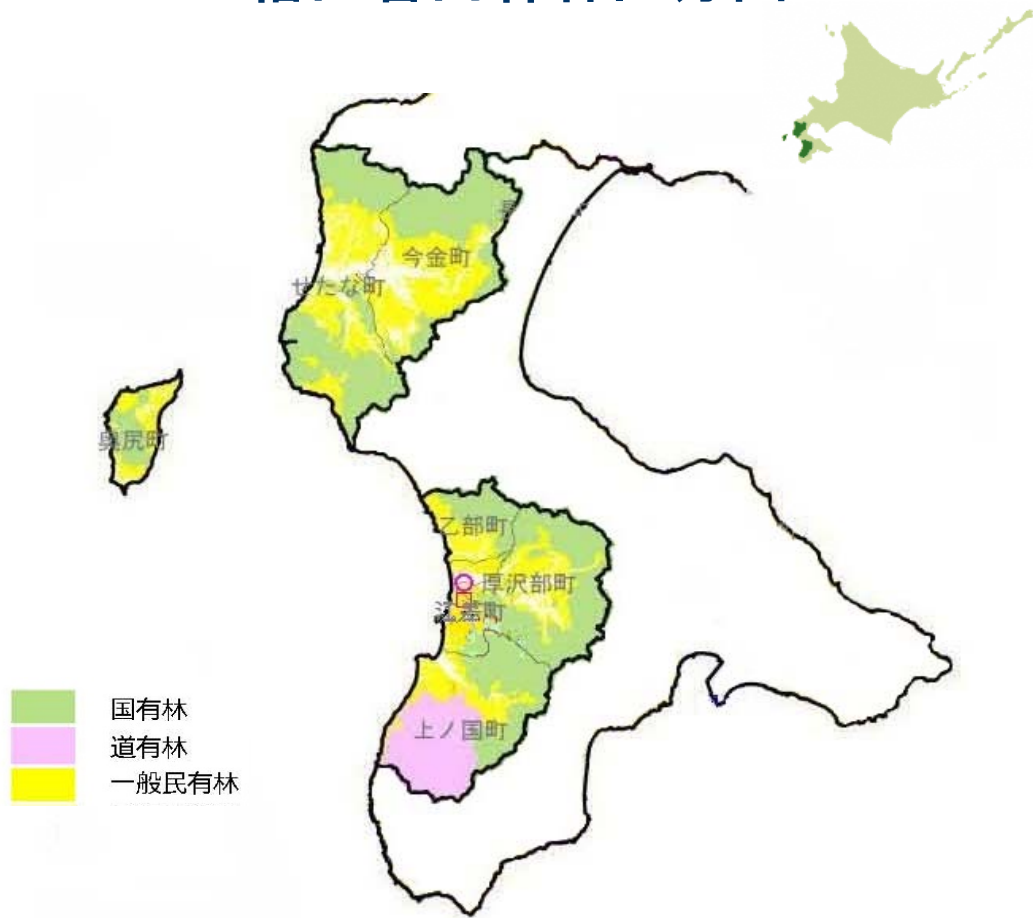


北海道檜山振興局

令和5年11月

*写真は、スマート林業実演会(厚沢部町)

檜山管内森林区分图



目次

1	森林資源	1、2
2	森林整備	3
3	路網整備	4
4	木材産業	5
5	林業事業体	6、7
6	治山事業	8
7	保安林	9
8	林地開発	10

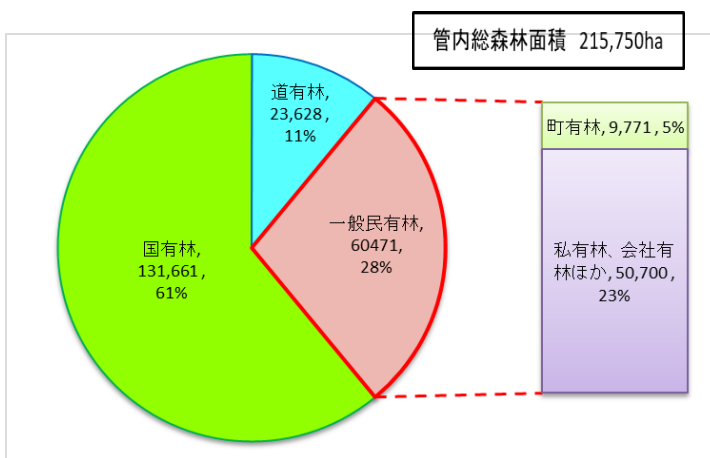
1 森林資源

1 檜山管内の森林資源の状況

管内の森林面積は、約21万6千ヘクタールで全道森林の約4%を占めており、総土地面積に占める森林の割合82%(全道平均71%)は、日高、留萌に次いで3番目に高くなっています。

また、所管別では、「国有林」が約13万ヘクタール(61%)、「道有林」が約2万ヘクタール(11%)、町有林と個人・会社所有林を合わせた「一般民有林」が約6万ヘクタール(28%)となっており、国有林の割合が高い地域です(全道平均55%)。

所管別森林面積 (ha)



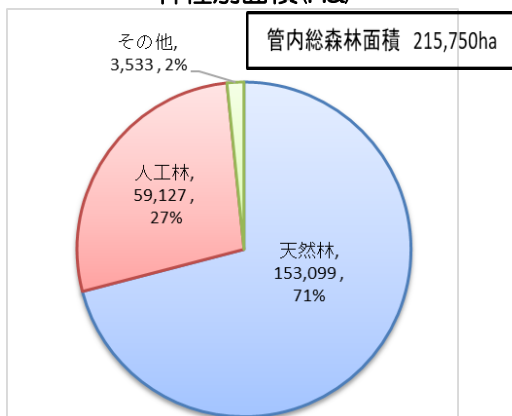
檜山の地名の由来となった
ヒノキアスナロ (ヒバ)

林種別では、天然林71%、人工林27%で、全道の平均とほぼ同じとなっています。

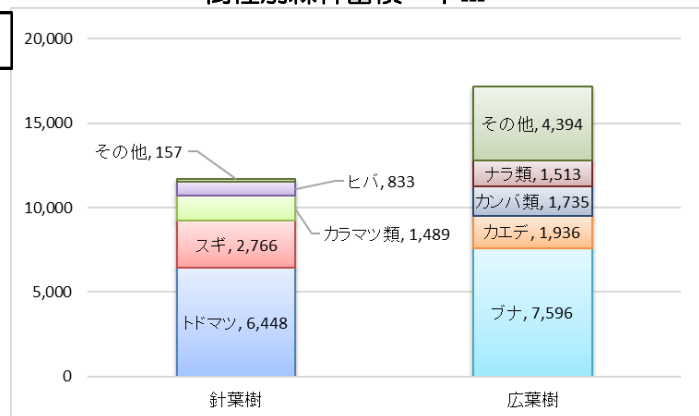
樹種別では、スギやヒノキアスナロ (ヒバ)、ブナなど道南地域特有の樹種が生育しているのが特徴で、針葉樹はトドマツ、スギ、カラマツ類、ヒノキアスナロ (ヒバ) の順で、広葉樹はブナ、カエデ、カンバ類、ナラ類の順で多くなっています。

また、森林蓄積は28,867千 m^3 であり、日本海からの強い季節風などの影響で、全道の3%を占めるにとどまっています。(森林面積は全道の4%占める)

林種別面積 (ha)



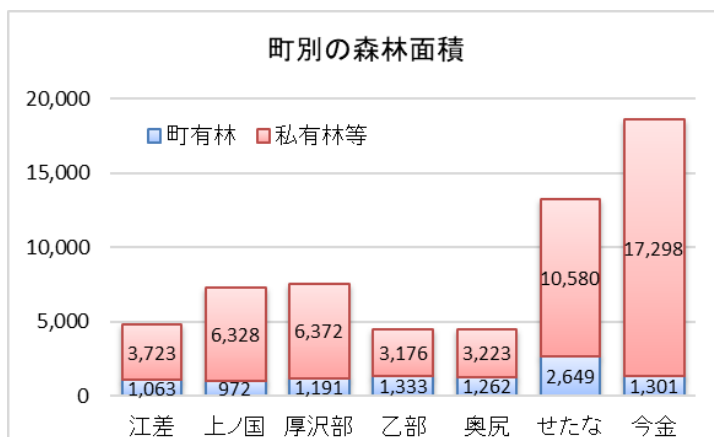
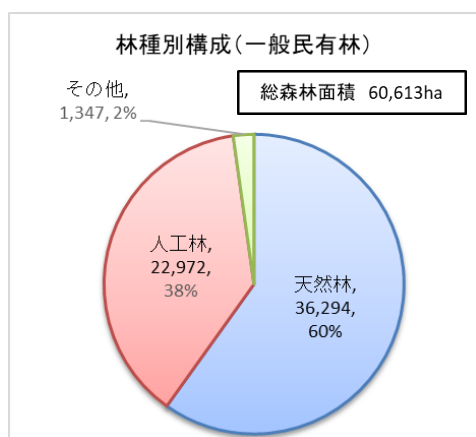
樹種別森林蓄積 千 m^3



2 一般民有林の森林資源の状況

一般民有林の林種別構成は、天然林は36千ヘクタールで60%、人工林は23千ヘクタールで38%となっています。

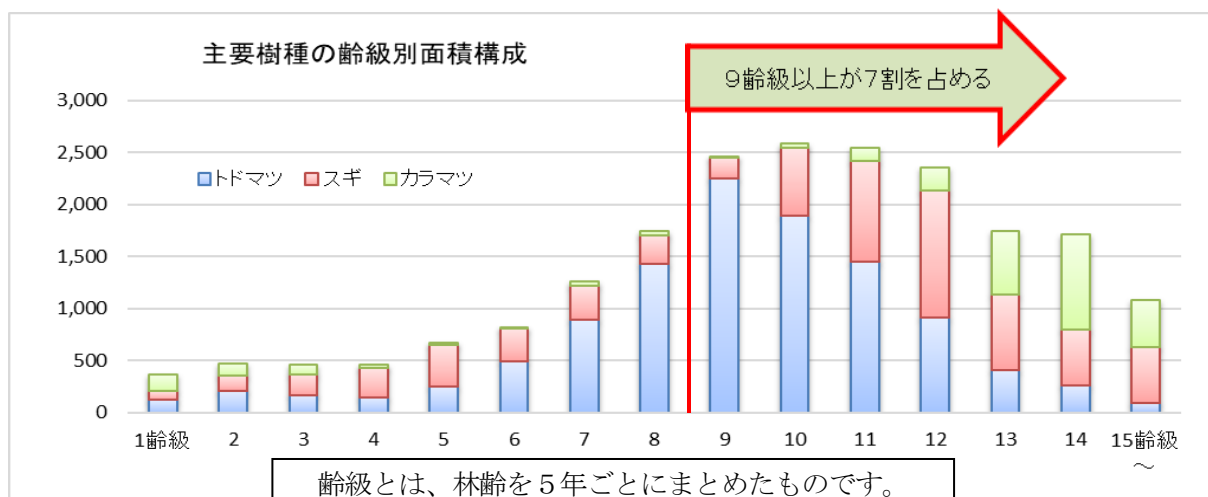
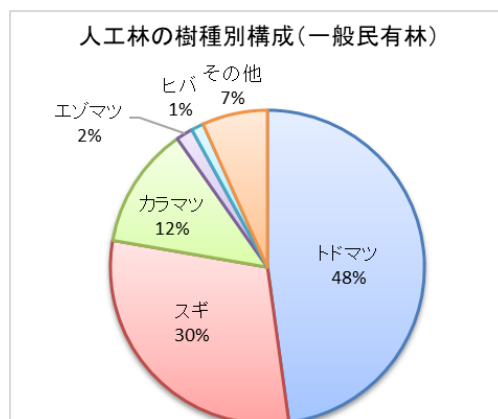
また、町別では、今金町に大規模な会社有林があることから19千ヘクタールと多く、次いでせたな町、厚沢部町、上ノ国町となっています。



人工林の樹種別構成では、トドマツが約半数を占めており、次いでスギ、カラマツとなっています。

戦後植えられた多くの人工林は、標準伐期齢^{*}を過ぎ利用期を迎えており、地域材として今後の利用を進めていく必要があります。

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる林齢を基準として各町の森林整備計画において定められています。
【トドマツ 40年、スギ 50年、カラマツ 30年】

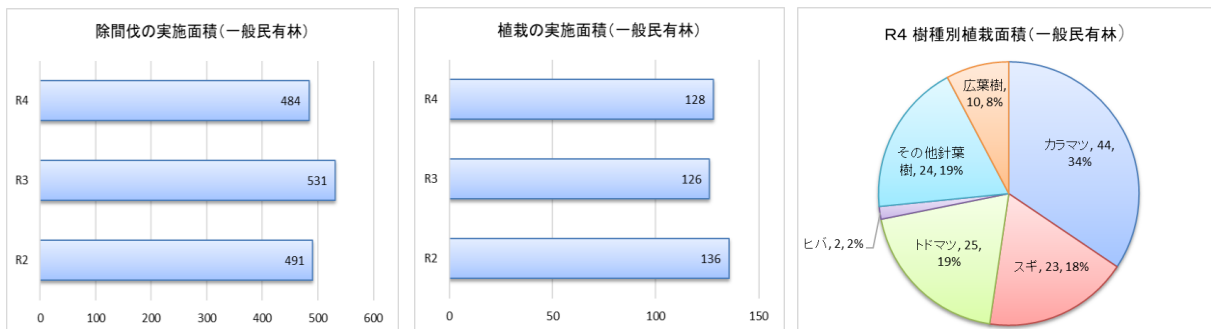


2 森林整備

1. 造林・伐採

森林は森林所有者の財産であると同時に、その公益的機能の発揮を通じて、その恩恵が広く国民に及び社会資本としての側面を持っており、特に近年は、森林の持つ二酸化炭素の吸収源としての役割に大きな期待が寄せられています。

このため、適切な保育や間伐を行うとともに、伐採後の着実な造林により資源の若返りを図り、二酸化炭素の吸収力の高い森林へ誘導していくことが求められています。



また、森林整備を進める上で苗木価格など造林費用の増嵩や森林づくりを担う人材不足の課題があることから、高性能林業機械やICT等の先端技術などの導入により、森林整備の省力化・効率化や安全性の向上を図るスマート林業の取組を推進しています。



2. 森林の保護

人工林が受ける被害のうち、野ねずみによる幼齢期の食害が大きな被害となっています。このため、野ねずみの効果的な駆除に向け越冬期前に市町村や森林組合などが薬剤散布を行い、野ねずみの食害から植栽木を守っています。

3 路網整備

1. 路網の概要

路網は多面的機能を有する森林の整備・保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を行うために必要不可欠な施設であり、その開設目的等により「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」に区分され、山村地域間の生活道路や森林へのアクセス道として大きな役割を果たしています。

管内では「林道」、「林業専用道」を主体に整備を進めており、一般民有林における令和4年度末の既設延長が254,262m、路網密度は4.20m/haとなっています。

2. 林道・林業専用道

「林道」は不特定多数の者が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線となるものです。構造はセミトレーラーの一般車両の通行を想定しており、道路反射鏡やガードケーブル等の交通安全施設を完備しています。

「林業専用道」は主として特定の者が森林施業のために利用する公共施設であり、幹線である林道を補完するものです。10t積みトラックや林業用車両（大型ホイールフォワード等）の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造をもつ施設で設計速度や曲線半径等を緩和したことにより、地形に沿った波形線形とすることで土工量・法高を低く抑えています。



森林管理道光台鈴岡線（林道）：今金町



林業専用道鳥山富岡線：乙部町

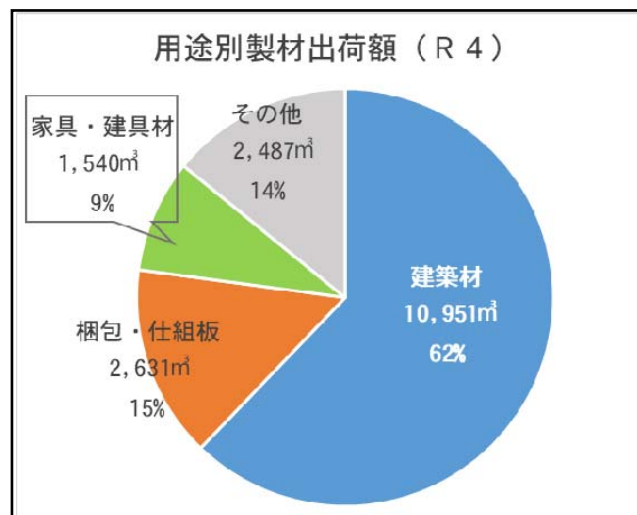
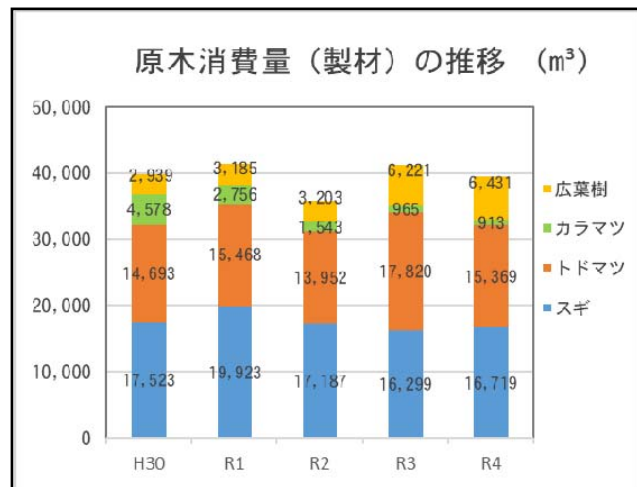
4 木材産業

1. 木材加工

檜山管内の製材工場は8社(令和4年度末時点)あり、製材に使用されている樹種は、道南特有のスギをはじめ、トドマツ等が使われています。

令和4年度の原木消費量は39,492 m³で、樹種別ではスギ(16,719 m³)、トドマツ(15,369 m³)、カラマツ(913 m³)の順となっています。

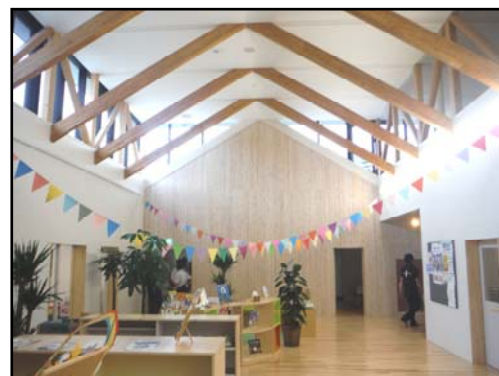
製材の用途別出荷の割合は、建築材(62%)、梱包・仕組板(15%)、家具・建具材(9%)の順となっています。



2. 「地材地消」の取組

令和4年度の製材出荷量約1万8千m³のうち、管内への出荷は15%と少ないものの、地域の公共施設での利用は浸透してきています。

檜山振興局では、成熟し利用期を迎えている道南スギをはじめとした地域材の利用拡大を図るため、地元建築関係者等と連携し各種イベントで一般消費者へのPRを行っています。今後は、非住宅分野への利用拡大も視野に入れ取組を行っていきます。



厚沢部町認定こども園

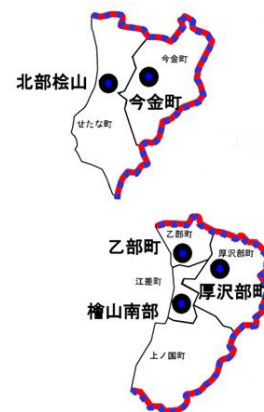
5 林業事業体

1. 森林組合

森林組合は、地域の森林所有者が組合員となって林業経営を効率的に進めるために組織され、造林・保育などの山づくりや丸太の生産、販売などを実施している協同組合です。

管内には5つの森林組合があり、森林の整備や管理の担い手として重要な役割を果たしています。

組合名	管轄地域	組合員数
檜山南部	上ノ国町、江差町	218人
厚沢部町	厚沢部町	415人
乙部町	乙部町	140人
北部桧山	せたな町	353人
今金町	今金町	343人



2. 林業事業体の登録制度

(1) 登録林業事業体

適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を目的とした登録制度です。管内では30事業体が登録しています。

(2) 育成経営体

林業経営の集積・集約化の受け皿となり得る林業経営体への育成を目的とした登録制度です。

育成経営体は、相当程度の事業量を確保し、高い生産性や収益性を有するなど森林所有者等の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指します。管内では11事業体が登録しています。

(3) 意欲と能力のある林業経営者

法に基づき森林所有者から経営の管理委託を受けた市町村が再委託する林業事業体の候補を登録する制度で、生産性の向上、再造林の実施、林業従事者の雇用改善などに関する一定の基準を満たすことが必要です。管内では5事業体が登録しています。

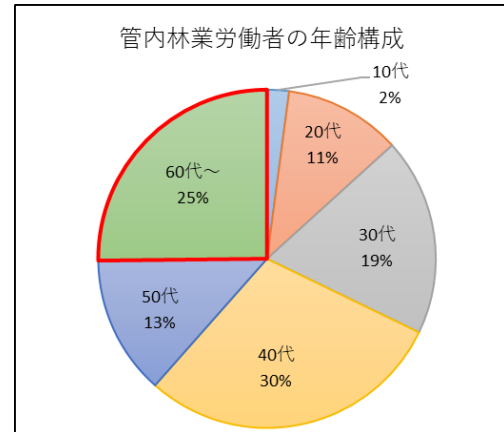
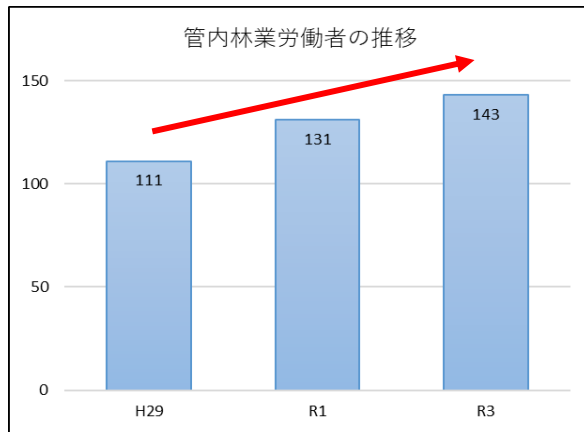


	江差	上ノ国	厚沢部	乙部	奥尻	せたな	今金	計
登録林業事業体	3	4	8	2	3	5	5	30
育成経営体	2	1	4	1	-	2	1	11
意欲と能力のある林業経営者	1	1	2	-	-	1	-	5

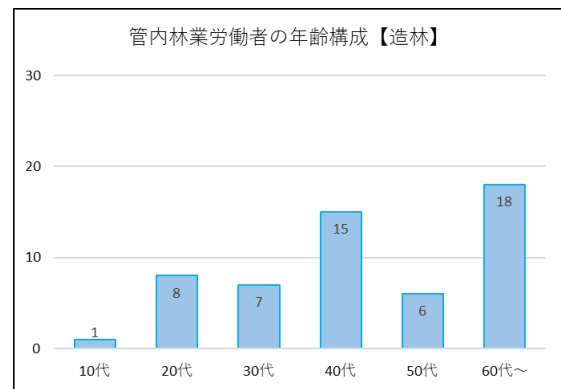
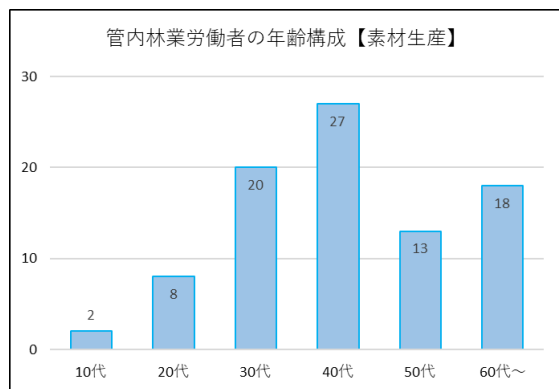
※令和5年9月30日現在

3. 林業労働者の確保・育成

管内の林業労働者数は増加傾向にあります。年齢構成では60代以上が25%を占めており、将来的な労働者不足が懸念されます。また、林業事業体に調査した作業員の充足感においても7割の事業体が今後5年程度で不足すると答えています。



特に伐採し木材を生産する分野に比べ、伐採後の造林や保育など機械化が難しい分野の高齢化が顕著です。利用期を迎えた人工林資源を有効に活用し、伐ったら植えるという資源の循環を進めていく上で林業労働者の確保・育成が課題となっています。

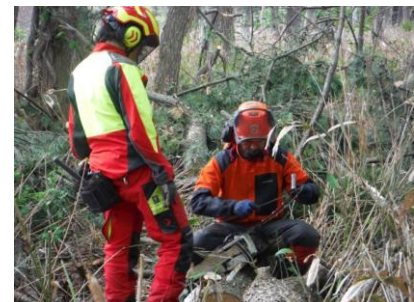


このため、林業事業体や町、ハローワーク、教育機関などの関係者が構成員となる「檜山地域林業担い手確保推進協議会」において、担い手を確保する方法などを情報共有するとともに、地元高校生を対象に林業の仕事や北の森づくり専門学院の紹介を行っています。

また、林業事業体では、北の森づくり専門学院の研修を受け入れ、人材の確保に取り組んでいます。



【高校生への仕事説明の様子】



【事業体での研修の様子】

6 治山事業

1. 治山事業の役割

治山事業は、保安林を守り育てることで、大雨や台風などによる自然災害から住民の生命や財産を守り、また、水源のかん養や生活環境の保全などの森林が持つ働きを維持する大切な事業です。

山崩れや土石流、地すべりなどの災害により住宅や農地、道路などの公共施設が被害を受けたり、受けるおそれがある箇所において治山施設を設置して被害の復旧や予防を行っています。

また、森林が持つ機能が低下したり、低下するおそれがある箇所において、木を植えたり生育の手助けを行っています。



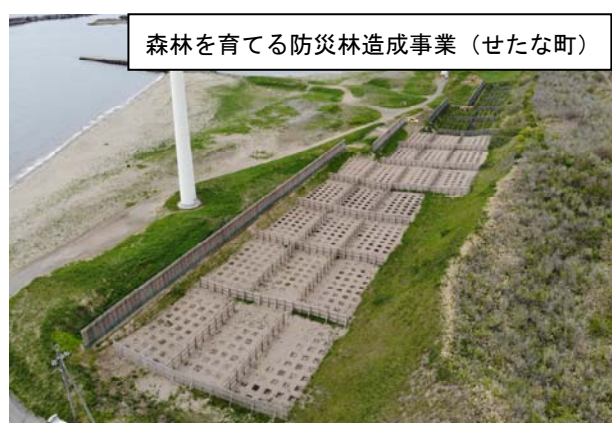
治山施設による復旧治山事業（今金町）

2. 檜山の治山事業

檜山管内は、海岸線と険しい山の間に道路や住宅があるため、大雨や融雪などによる山崩れや落石の被害を受けやすく、また、日本海からの強風により海岸付近の森林が育ちにくい環境にあることから、山崩れ等の山地災害の軽減や、森林の維持・造成を図るための治山施設の整備を進めています。



山崩れを未然に防ぐ予防治山事業（江差町）



森林を育てる防災林造成事業（せたな町）

7 保安林

1. 保安林制度について

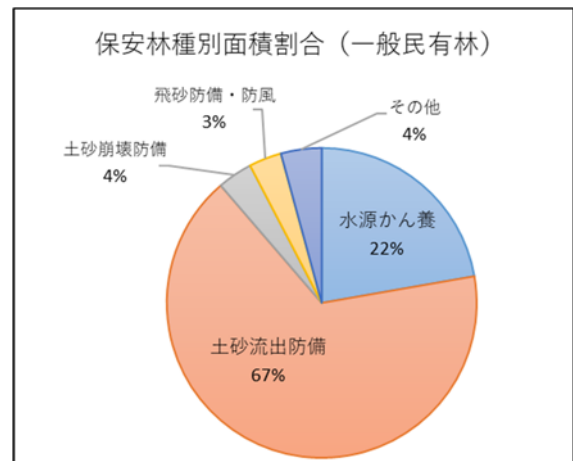
保安林は、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全形成、保健休養の場の提供など、森林の持つ公益的機能の維持増進を目的に17種類に区分されています。

管内の保安林面積は約15万1千ha(国有林12万1千ha、道有林2万3千ha、一般民有林7千ha)で、管内の森林面積約21万6千haの約7割を占めています。

一般民有林では、森林の12%が保安林に指定されています。

保安林種別では、土砂流出防備保安林が一番多く、次いで水源かん養保安林で、この2種で約9割を占めています。

また、日本海特有の強風から住家や田畑を守るため、海岸沿いには飛砂防備保安林や防風保安林が配備されています。



令和5年3月31日現在



北の魚つきの森に認定されている
水源かん養保安林 (乙部町)



強風から住家や田畑を守る
飛砂防備養保安林 (江差町)

8 林地開発

1. 林地開発行為の許可制度

森林には、私たちの暮らしを支えてくれる大切な働きとして、災害・水害を防ぐ働き、水を育む働き、環境を守る働きがあります。

こうした働きが無秩序な開発行為によって損なわれることがないように、森林法で設けられた「林地開発許可制度」により、1haを超えて（太陽光発電施設の設置は0.5haを超えて）森林（地域森林計画対象民有林）を開発する場合には、北海道知事の許可が必要となります。

* 地域森林計画対象民有林とは、森林計画図において表示する区域内の森林のこと。森林計画図は振興局及び市町村に配備していますので、開発行為を行う際は事前に確認をお願いします。

2. 林地開発行為の許可状況

檜山管内における林地開発許可制度に基づく許可の状況は、次のとおりです。

令和5年3月31日現在（単位:ha、括弧内は件数）

	土石等の採掘	工場・事業場の設置	その他	合計
江差町	7(1)	4(1)		11(2)
上ノ国町	4(1)			4(1)
厚沢部町				0(0)
乙部町		2(1)		2(1)
奥尻町	3(1)			3(1)
せたな町	2(1)			2(1)
今金町	11(1)			11(1)
合計	27(5)	6(2)	0(0)	33(7)

檜山の民有林

発行／令和5年11月

編集／北海道檜山振興局産業振興部林務課

〒043-8558

檜山郡江差町字陣屋町336-3

電話 0139-52-6541（ダイヤルイン）